

第3章

計画の基本的な考え方



- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人等、さまざまな人が生活しています。本市では、令和5年3月に策定した重層的支援体制整備事業実施計画において「No孤独No孤立、誰もが役割を持ち活躍できる社会に」を掲げ、地域住民が抱える複雑化・複合化している生活課題に対し、包括的な支援体制を整備しつつ、地域が「わ(和・輪)」となり、相互に支え合える地域づくりを推進しています。

また、地域に住むさまざまな人や組織、関係団体、事業所等と行政が協働して、地域全体が、お互いにかかわりあって、たすけあい、自分らしくのびのびと暮らし、しあわせを実感できる福祉のまちづくりをめざす指標として、以下の基本理念を定めます。

かかわりあって
たすけあい
のびのび
しあわせのまちづくり

～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～

「地域共生社会」とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

地域共生社会では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することをめざします。

本市においても、本計画に掲げる基本理念・基本目標を着実に実現するため、以下の3つの「超える」視点を念頭に、さまざまな施策・取り組みを推進していきます。

○ 地域共生社会における3つの「超える」視点

① 制度・分野ごとの「縦割り」を超える

- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障がい、こども・子育て、生活困窮といった分野が持つそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

② 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

③ 「世代や分野」を超えてつながる

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例:保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc.)



(資料:厚生労働省地域共生社会ポータルサイト)

2 基本目標

計画の基本理念「かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり ～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～」の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、次ページ以降に示すような、重層的な地域福祉のネットワークや包括的な支援体制の構築をめざします。

基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

基本目標2 地域のつながりをつくる

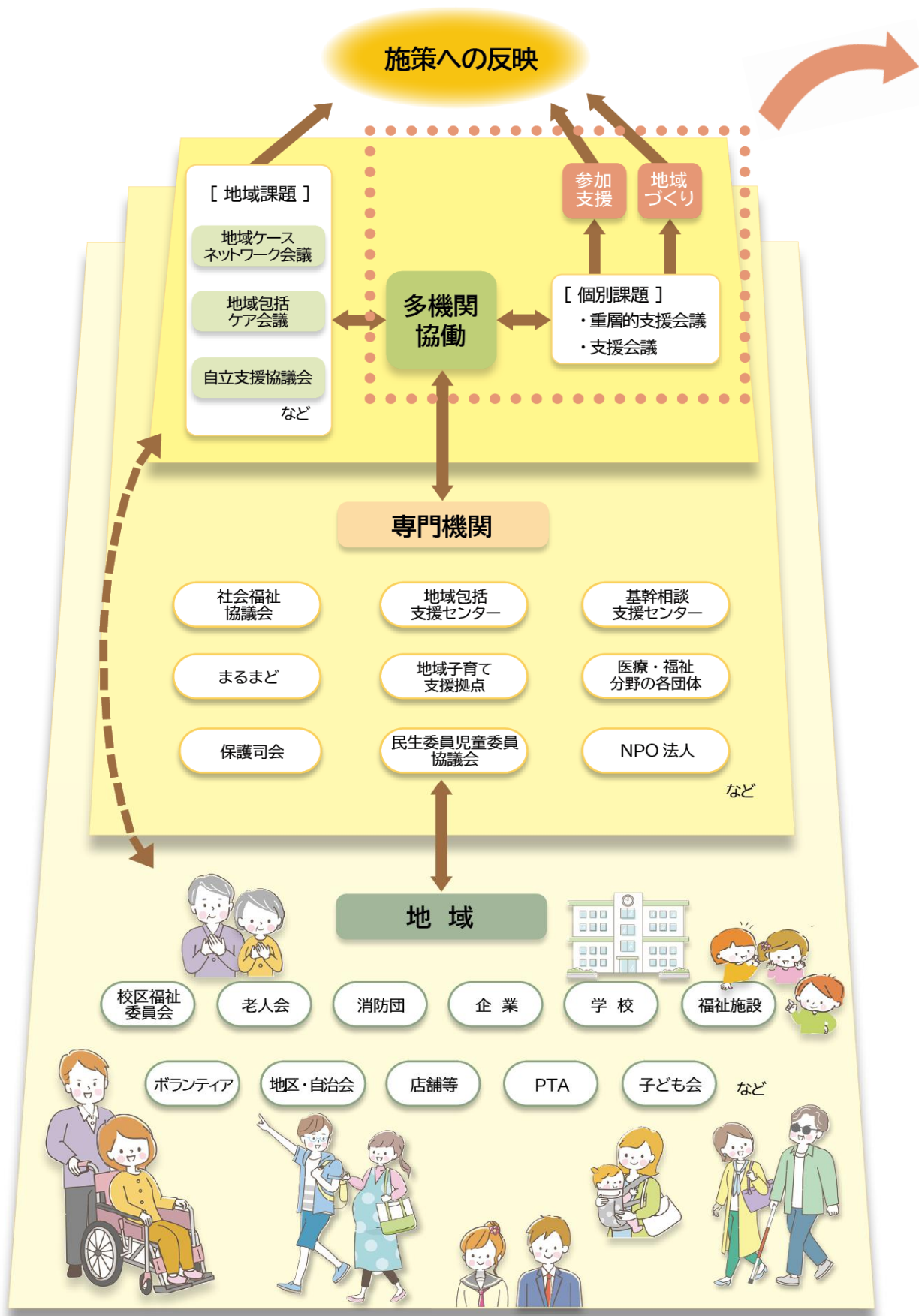
基本目標3 地域福祉の担い手をつくる

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

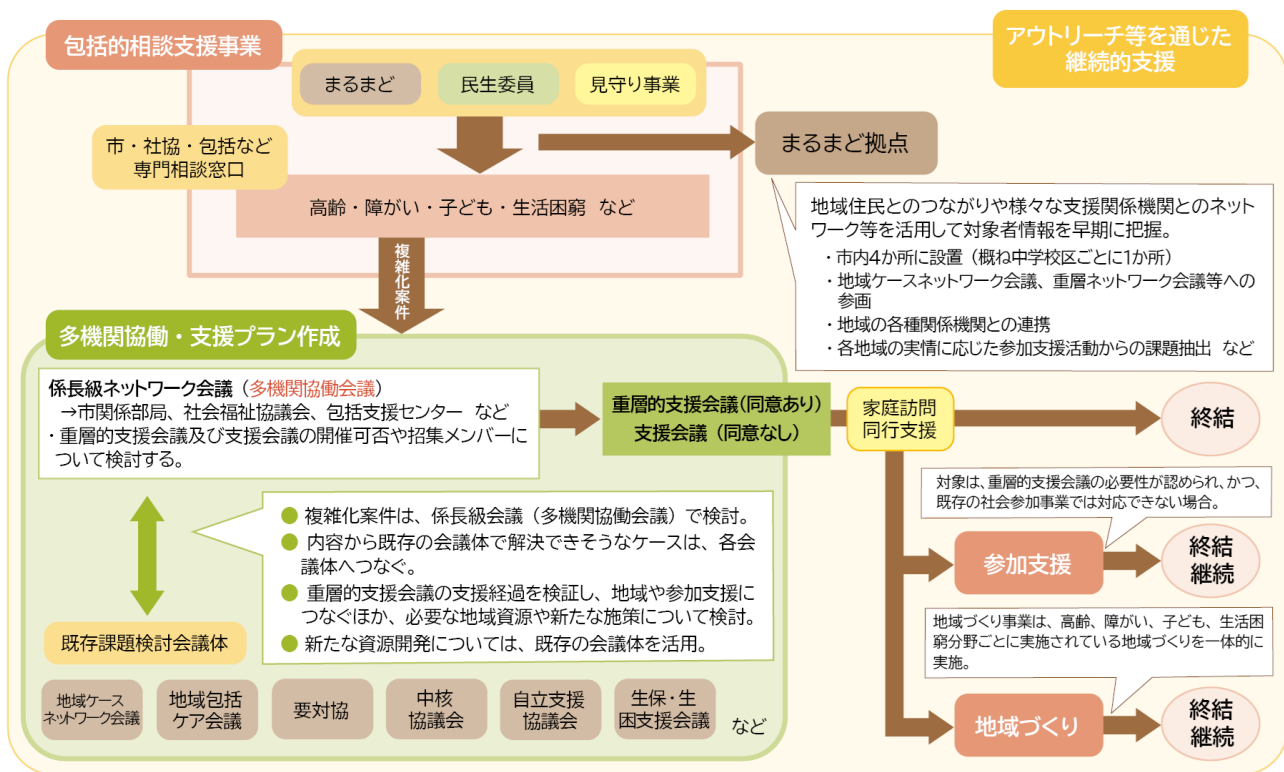
また、地域共生社会の実現に向け、本市が実施している重層的支援体制整備事業では、住民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援を実施しています。これまで取り組んできた地域福祉ネットワークによる支援を基本に、包括的に対応する支援体制を構築し、さまざまな施策に取り組みます。

なお、本計画に包含する重層的支援体制整備事業実施計画は、①包括的相談支援事業、②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、③多機関協働事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業を柱に、本計画の各施策に横断的に位置づけられています。

■ オール交野の重層的な地域福祉のネットワークのイメージ



■ 交野市における重層的支援体制整備事業の実施イメージ



「まるまど」とは

交野市独自の取り組みで、行政内での高齢・障がい・子育て・生活困窮等の相談体制に加え、「地域での身近な相談窓口」として福祉・医療職のいる市内ケアプランセンターやデイサービスセンター等の協力事業所においても、市民からの相談等をいったん受け止め、適切な関係機関につなげる役割を担う相談窓口です。

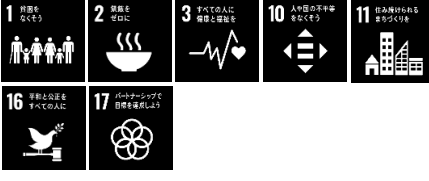



「市役所まで行く時間やきっかけがない」、「市役所のどの部署に行けばいいのかわからない」等の市民の困りごとについて、身近な地域にある「まるまど」協力事業所が相談を伺い、適切な窓口につなげます。

また、「まるまど」の拠点となる事業所を市内に設置して、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人を早期に把握し、積極的に働きかけ、情報や支援を届ける活動を行います。



※ 協力事業所の目印 (ステッカー)

3 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組みの方向性
<p>かかわりあって たすけあいのびのび しあわせのまちづくり 〽 みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして 〽</p>	<p>基本目標1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な相談支援体制の整備 2 自分らしく生きるための権利や生活を守る支援の推進 3 誰もが暮らしやすい環境づくり
	<p>基本目標2 地域のつながりをつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な人々が交流できる場づくり 2 孤独・孤立を防ぐセーフティネットの構築 3 日常的なふれあいを通じたつながりづくり
	<p>基本目標3 地域福祉の担い手をつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 誰もが活躍できる機会や場の創出 2 福祉のこころを育む取り組みの充実 3 担い手確保と活動支援
	<p>基本目標4 安全・安心な地域をつくる</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域を基盤とした防犯活動等の促進 2 暮らしの安心を支える仕組みづくり

※ 本市では、SDGs(エス・ディー・ジーズ)の示す理念や方向性が、本市の定める基本構想等と共通する部分が多いことから、各部署の取組みにSDGsを明確に位置付け、持続可能なまちづくりを行っていくことにより、SDGsの達成に貢献することを目指しています。

主な取り組み

(1) 包括的な相談支援体制の充実
(2) 行政や地域団体の支援体制の強化
(3) 困ったときの相談先等の情報提供
(1) 権利擁護に関する支援の充実(成年後見制度利用促進計画)
(2) 障がい者等への理解の促進と正しい知識の普及
(3) 生活困窮者世帯への支援の充実
(1) 健康維持、生活支援の充実
(2) 住環境や生活環境の整備
(3) 外出支援など日常生活を豊かにする支援の充実
(1) 地域交流の場の整備
(2) 地域活動と世代間交流の充実
(1) 孤独・孤立を防ぐための地域のネットワーク構築
(2) 支援が必要な人の見守り支え合い
(3) 再犯防止に向けた取り組みの推進(再犯防止推進計画)
(4) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策計画)
(5) ちょっとした困りごと支援等の仕組みづくり
(1) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進
(2) 気軽に参加できる地域活動の充実
(1) 多様な活動機会の提供
(2) 一人ひとりの強みを活かした活動ができる地域づくり
(1) 人権福祉に関する教育の充実
(2) 多様性を認め合い支え合う意識づくり
(1) 地域福祉の担い手の育成
(2) 住民が活動しやすい環境整備
(1) 地域における防犯活動の促進・防犯意識の向上を図る啓発の推進
(2) 交通事故を無くすための取り組み
(1) 災害時の支援体制整備
(2) 地域の自主防災活動の促進・防災知識の普及啓発

